

ひがしどおり 議会だより

No. 8 1



女川町議会原発対策特別委員会との意見交換会 (令和4年9月29日)

目 次

臨時会関連・・・P2	全員協議会関連・・・P13
第3回定例会・・・P3	研修会等・・・P14
一般質問・・・P4	

第5回臨時会（R 4. 7. 8）

本年度の事務事業等について、庁内ネットワークシステム整備業務委託料、住民参加型イベント開催に伴う運営費補助金等に係る補正予算の1案件を原案通り可決。

議案番号	件名	議決の結果
議案第39号	令和4年度東通村一般会計補正予算(第2号)	原案可決

第6回臨時会（R 4. 8. 5）

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対する支援として、官公庁施設を除く全世帯及び事業者に対し、上水道の基本料金を本年9月分から翌年3月分までの7か月間免除することに伴う水道事業会計繰出金等の補正予算1件と関連する水道事業会計の補正予算1件の合計2案件を原案通り可決。

議案番号	件名	議決の結果
議案第40号	令和4年度東通村一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第41号	令和4年度東通村水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

第7回臨時会（R 4. 8. 26）

令和4年8月9日から11日までの大雨により、道路法面等が崩落した水路、農道、村道及び生活関連道の復旧に係る補正予算1件と東通消防署に配備する防火衣購入事業の本契約締結に係る議案1件の合計2案件を原案通り可決。

議案番号	件名	議決の結果
議案第42号	令和4年度東通村一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第43号	物品の購入について	原案可決

議案及び審議の結果

議案番号	件 名	議決の結果	可決日
議案第44号	東通村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	原案同意	9. 8
議案第45号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案答申	9. 8
議案第46号	東通村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	9. 8
議案第47号	令和3年度東通村一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案可決	9. 9
議案第48号	令和3年度東通村水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決	9. 9
報告第5号	令和3年度東通村一般会計継続費精算報告書	報 告	9. 9
報告第6号	令和3年度東通村一般会計等の決算に基づく健全化判断比率	報 告	9. 9
報告第7号	令和3年度東通村公営企業会計の決算に基づく資金不足比率	報 告	9. 9
議案第49号	令和4年度東通村一般会計補正予算（第5号）	原案可決	9. 9
議案第50号	令和4年度東通村介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	9. 9
議案第51号	令和4年度東通村下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	9. 9
議案第52号	令和4年度東通村水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	9. 9
議案第53号	村道路線の認定について	原案可決	9. 9
	議員提出議案		
発議第2号	東通村決算審査特別委員会の設置に関する決議	原案可決	9. 2

陳 情

要 旨	陳 情 者	付託委員会等
中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情	井 田 敏 美	資料配付

＊一般質問＊

質 問 者	質問事項	質問の要旨
5番 伊勢田 勉 議員	一般行政	1. 新型コロナワクチンの4回目の接種状況と、これまでのコロナウイルス感染者の経緯と今後のワクチン接種の見通しについて 2. 近い将来、想定される大地震に依る大津波が発生した場合の対策はどうなっているのか伺いたい

【伊勢田勉議員の一般質問】

議長のお許しをいただきましたので、2項目にわたり村長へ簡潔に質問させていただきます。

まず1点目の新型コロナワクチンの4回目の接種状況とコロナウイルス感染症の経緯と今後のワクチン接種の見通しについてですが、現在、コロナウイルスの感染が第7波の到来と言われ、全国的には減少傾向にあります。いまだ本県では高止まりの状況が続いており、村内でも感染者の数が報じられております。東通診療所では発熱外来棟の医師の多忙が懸念されております。国でもワクチン接種は、感染はもちろん、中等症・重症を防ぐため、ワクチンの早期接種を進めており、いまだにそのような傾向がみられます。村での4回目のワクチン接種の早期達成はもちろん、できれば5回目の接種の見通しを伺いたいと思います。

2点目は将来想定される大地震による大津波が発生した場合の対策についてです。青森県が令和4年に示した大津波情報ですと、近い将来、北海道・東北沖の日本海溝・千島海溝で、大地震による大津波が発生したときの津波の高さ等が示されましたが、我が東通村は太平洋、津軽海峡に接し、それを糧に長い間、漁業を営み生活してきました。県が発表した津波情報によると、津波の大きさ、それに伴う大被害が想定されますが、それに対し村ではどのような方策・対策を考えているのか伺います。

村長の簡潔なご答弁をお願いいたします。

＊畑中村長の答弁＊

それでは伊勢田勉議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の新型コロナウイルスに係る「4回目のワクチン接種状況」、「感染者の経緯」及び「今後のワクチン接種の見通し」につきましては、まず「4回目のワクチン接種状況」についてご説明申し上げます。

4回目接種の前提条件といたしまして、対象者は1点目として60歳以上の方、2つ目は18歳以上で基礎疾患のある方でありまして、全村民を対象として実施するものではないことを念頭に置き、3回目の接種後5か月を経過してからの接種となります。

まず7月13日から7月23日まで、令和4年2月以前に3回目を接種した方925名に対し、771名が接種完了しております。割合といたしましては83.4%で、日程に都合の合わなかった方、3回目のモデルナ接種による副反応を懸念し、ファイザーを希望して9月以降の接種日に切り替えている方が多くみられます。なお、3月以降に3回目を接種した方は、8月24日から順次接種をしており、最終日の10月29日までで、現段階で希望する対象者の方1,763人に接種する予定となっております。

次に「コロナ感染者の経緯について」であります。日本で最初に新型コロナウイルス感染症が確認された令和2年1月に遡り、時短要請や緊急事態宣言等がありながらも、しばらくの



間は東通村での感染者はいない状況でしたが、令和3年5月に最初のコロナ感染者1名の報告を受け、以後、令和4年1月末までの9か月間で、約30名程度の感染が確認されております。うち村内在住者は数名程度で、村内に住む村外事業所等の協力企業の方が多数を占めておりました。しかし年明け2月から徐々に感染者が増え始め、県の発表では2月に16名、3月は8名、4月は17名、5月には51名、6月には15名、7月には村内こども園、小学校クラスターにより161名と増え、8月はさらにこれを上回る198名が感染しており、累計では500名を超える感染者数となっております。



なお、家庭内等のみなし陽性は含まれておりませんので、実数は人口の1割相当の600名を超えているものと推測されます。このオミクロン株は1人感染すると家庭内で飛躍的に感染する傾向が強く、感染経路不明というのも特徴となっております。従来の接触感染や飛沫感染ではなく、空気感染が疑われるという報告を受けております。今一度きちんとしたマスクの着用、手指消毒、3密回避の原則を徹底する必要があります。

次に、「今後のワクチン接種の見通しについて」であります。現在主流となっているオミクロン株に対応したワクチンが今月中に承認され接種開始される見通しであり、接種対象者も12歳以上として進める方向で国が調整しているところであります。最終接種後5か月を経過してからの接種となりますので、12歳以上60歳未満で2回目、3回目を終了した方、基礎疾患等がない方が早く接種することが可能で、4回目の接種者は令和5年1月から接種が可能となります。いまだ国からの正式な内容や指示がない状況であり、ワクチンの供給スケジュールも示されておきませんので、詳細が判明次第、診療所等と調整を進めて参ります。いずれにいたしましても、まずは4回目の接種、小児等への接種を滞りなく終了した上での実施となりますことをご説明申し上げ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に第2点目のご質問であります。近年、国内外において、これまでの常識を覆す、想定を超える豪雨災害が多発しております。

昨年8月の風間浦村、むつ市、本年8月の津軽地域の豪雨災害は記憶に新しく、甚大な被害を受けており、一日も早い復旧・復興を願っております。令和4年3月、青森県津波浸水想定区域の見直しに合わせ「東通村防災ハザードマップ」を冊子で作成し、同年5月、東通村内全世帯及び事業所等に配布しております。村内の各集落の土砂災害、洪水、津波の想定区域を「洪水・土砂災害マップ」と「津波マップ」に分類し編集しております。津波マップは集落ごとの「津波影響開始時間」、「第一波到着時間」、「最大波到着時間」を明示し、指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難経路をわかりやすく表示しております。

7月からは津波浸水想定区域を対象とした住民説明会を、岩屋地区を皮切りに開催しており、今年度内に新津波浸水区域にある海岸沿いの集落で住民説明会を開催いたします。

村はこれまで東日本大震災の教訓を踏まえ、いつ、どこで発生するかわからない大規模災害に備え、被害の未然防止、被害を最小限に抑えるため、村内全域の海拔高表示板設置や避難所防災備品の整備に加え、白糠地区は避難施設、避難道、避難階段、避難駐車帯の整備、岩屋地区は避難道、避難階段、避難施設の整備が完了しており、老部地区の避難施設は今年度中の完成予定であり、古野牛川地区の避難道は来年度完成予定となっております。住民避難に必要な施設整備も、防災計画に従い順次進めております。また速やかな非難を促すため、氾濫の可能性の高い河川に監視カメラを設置するとともに、新たに防災行政無線の個別受信機設置を進めて参ります。万が一、災害が発生した事態を想定し、これまで一般社団法人青森県測量設計業協会様、東北電力株式会社様、東京電力ホールディングス株式会社様、一般社団法人東通みらい共創協議会様と災害時における応急対策等の協力に関する協定、株式会社マエダ様と災害時

における食料品、飲料水、衣料品、寝具類、食器類、日用品等の供給、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社様と災害時における飲料の供給に関する協定、一般社団法人日本建設機械レンタル協会青森支部様、東通建設業協同組合様と速やかな災害復旧へ向けた資機材等の提供協定をそれぞれ締結し、災害が発生した際は早期の復旧と住民の皆様が安心して避難生活を送ることができる環境を構築しております。今後、健常者だけではなく、障がい児・障がい者やジェンダーの多様性に応じた施設整備も必要と承知しております。現在もコロナ禍にあり住民参加の防災訓練の開催が困難を極めておりますが、初動対応に重点を置いた関係者間の図上防災訓練を実施いたします。平時から災害に備え、被害の未然防止、被害を最小限に抑えるため地域が一丸となり助け合う「共助」、自らの命は自らが守る「自助」が何より重要でありますので「東通村防災ハザードマップ」をご覧ください、自分の命を守る行動ができるよう、ご家庭や地域で防災意識、防災知識の向上に役立ててくださいますようお願い申し上げ、伊勢田勉議員のご質問に対する答弁といたします。

＊伊勢田議員の再質問＊

村長の明快なご答弁ありがとうございます。

まず1点目のコロナ問題ですが、今後のワクチン接種の見通しについて、4回目の接種者は令和5年1月から接種可能とありますが、これは5回目のワクチン接種でしょうか。

その1点と津波の方の問題ですが、我が村は太平洋、津軽海峡に海岸沿いに接した集落は、9集落、世帯数約1,800、人口は約何人とありますが、この海岸に面した人口、その生活者は東通村内の人口の約3分の2を占めているわけです。それに対し先ほど村長の答弁では避難道路や避難施設について、るる明快に

ご答弁いただきましたが、私の求めるところは、防潮堤とは、そのまた高さや既存の防潮堤の劣化問題等を村長の知る範囲でお願いしたいと思います。減災はもちろん、防災はもちろんです。



＊畑中村長の答弁＊

防災の件に関しまして、お答えを申し上げます。

ご指摘のとおり避難計画に従った、いろいろな施設整備等は村の責務でありまして、村が当然、対応すべきと考えております。ただ、今の津波の浸水区域の拡大に伴いまして、例えば国や県から防潮堤、防波堤というお話は一切受けておりませんので、村の防潮堤、防波堤というものを独自でつくるといふ、そのような問題ではないと考えておりますので、やはり村だけではなく、国・県、全国的な話になると思いますけれども、そのような話の中から村として、例えば白糠地区の防波堤が現在ある、ない、高さが足りないとか、そういう議論は重ねていくべきだと思いますので、村が独自にやるべきことだとは考えておりませんので、やはり国・県一体となって進めるべきだと考えております。

ワクチンの方は担当課長の方からご説明します。

＊川村福祉専門監の答弁＊

伊勢田勉議員のご質問に回答させていただきます。

現在4回目接種を進めてございますので、その方々につきまして国の通知では、5か月を空けるということで実施しておりますので、令和5年1月から5回目接種ということで、ご理解賜りますようお願いいたします。

＊一般質問＊

質 問 者	質問事項	質問の要旨
2番 田村 智和 議員	一般行政	東通村の森林について

【田村智和議員の一般質問】

今回も感染症への対策として時間短縮に努め、質問は集約した形で進めさせていただきます。議長からお許しをいただきましたので通告書に基づき質問をさせていただきます。

今回は東通村の森林についてであります。時代とともに森林に対する価値観が著しく変化し、また、生活様式の変化にもより森林所有者による維持管理が厳しくなってきています。さらに森林が荒廃することにより自然災害も危惧されます。このような現状を村としてはどのように理解しているのか。また、これからどのように森林を維持・発展させていく考えがあるのか、お伺いいたします。村長には簡潔明瞭なご答弁をお願いし、私からの一般質問とさせていただきます。



＊畑中村長の答弁＊

田村智和議員のご質問にお答えいたします。

現在、日本国内において、建築用木材の供給が需要に追い付かないことに起因し、木材価格が高騰しており、1970年代に発生した「オイルショック」になぞられて「ウッドショック」と呼ばれております。これはアメリカの住宅建設需要増等に影響を受け、世界的な木材需要のひっ迫が原因と言われており、国内の住宅建築などに使用される丸太や製材価格も上昇しております。面積等、具体的な数字の把握はしておりませんが、村内の森林の伐採が以前にもまして進んでいることは承知しております。

一般質問通告にしたがってお答えいたします。はじめに、村の森林の状況についてご説明申し上げます。令和3年の青森県森林資源統計書によれば、村の森林面積は2万1,687ha、森林率は約73%で、うち民有林は1万3,927haを有しております。これは県内40市町村では上位から4番目に位置し、民有林のうち人工林は6,842haで、現在の人工林率は約49%であります。議員ご質問の「森林の荒廃による自然災害の危惧」についてであります。ご指摘のとおり、この状況は多くの自治体の共通の課題であり、相続の未登記等による所有者や境界の不明確化、加えて森林・林業に対する無関心等により多くの粗放森林が顕在化しております。戦後の荒廃した山林に先人が営々として植栽した森林が、現在は計画的な施業や手入れがなされることなく、将来、国土の保全や水源のかん養など森林のもつ公益機能が損なわれる状況を招くことが危惧されております。

こうした状況を踏まえ、国では人工林の整備促進を図るため令和元年度から森林環境譲与税を創設し、森林のもつ公益的機能の保全や災害の未然防止のための森林整備、担い手の確保や林業従事者の人材育成等に要する費用を自治体に交付しております。これまで、村では森林のもつ経済的価値のみならず、公益的機能の発揮のため人工林植栽の促進に資することを目的に独自の補助制度を創設し取り組んでまいりました。昭和48年から平成9年までは「苗木購入補助金」、昭和56年から平成6年までは「間伐促進総合対策事業補助金」、そして平成8年か

ら現在に至るまで「民有林野造林事業補助金」の総額2億1,196万6,000円を東通村森林組合を通し申請者に交付しております。

併せて林野の経営意欲を高めるために、入会林野等の整備による権利の明確化等ソフト事業、林業構造改善事業の導入により、基盤整備である林道や作業道構築等のハード事業をそれぞれ実施して参りました。今後、森林環境譲与税を最大限活用し再造林や下刈り、枝打ち、保育間伐、間伐等、適切な各種森林施業を促進するため、「民有林野造林事業補助金」の拡充と予算の範囲内での個人負担軽減が不可欠であります。今年度は個人負担を20%から10%相当に引き下げるべく本定例会に関連予算を追加補正計上しております。



林業を取り巻く課題は山積しており、不在村地主の森林・林業に関する意向調査の実施、林道の改良や維持管理事業、山地災害危険区域の調査や、国・県への治山事業の要望、林業従事者の育成等、早急な対応が求められております。私たちは先人が築き守ってきた、この豊かな自然を次世代に引継ぐ責任をもっており、東通村円卓会議等を通じ住民の声に耳を傾け、持続可能な林業の発展のため、可能な限り頂戴したご意見を事業等に明確に反映しなければなりません。国内林業は労働力・担い手不足、市場価格の維持が困難など構造的な問題を抱えており、「ウッドショック」により海外依存度の高いサプライチェーンの脆弱性が浮き彫りになりました。国内林業に注目の集まっている好機をどのようにいかすのか、森林の維持・発展に限らず、これからの東通村の林業の在り方について東通村議会と継続的な議論が必要と認識しておりますことを申し上げ、田村智和議員のご質問に対する答弁といたします。

＊田村議員の再質問＊

村長、ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

私も村長同様、森林所有者や関係者の方々の声を聞いている中では、私が今、最も必要だと考えたのは林道の整備です。森林所有者の多くが販売価格の低迷や伐採費用の高騰など、木を切り出せないまま放置していると聞き及んでいます。近年、豪雨等により災害が増えているため、このまま森林の放置が増えていくことで大災害につながる可能性があるかと危惧しています。そのためにも森林の適切な管理が必要だと強く思っておりますが、個人では難しい部分もあります。これからの減災・防災対策として災害に強い森林を育てるためにも、木材の効率的な輸送が可能となる幹線林道の整備が必要だと思います。村として住民の安全、安心な生活を守るため、また、森林の維持・管理・発展のためにも幹線林道の整備をぜひとも進めていただきたいと思います。

これに対して村長の忌憚のないお考えをお伺いいたします。

＊畑中村長の答弁＊

まず、基幹林道、幹線林道の件に関しましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、国・県へ治山事業という大きな枠の中での要望をして参りたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、近年の木材価格の高騰によりまして森林の伐採が通常見える範囲でもかなり進んでおることは認識しております。しかし、植林、造林が進まないというのは、個人負担が、という声を聞いておりますので、今は20%相当でございますが、10%相当にしてできる限り所有者の方が管理できるような体制に村としても支援していくことを考え

ております。ただ、村の責任や立場ということでございますが、やはり個人の所有でございますので、そこは個人で適正な管理をするという大前提がある中での村の支援、バックアップということになりますので、ご理解いただければと思います。

＊田村議員の再々質問＊

村長、ご答弁ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

東通村の総面積のうち山林が大体6割を超えています。この山林を守っていくことは、私は村を守ることに繋がると考えています。江戸時代、南部藩から山守という役職を与えられ、大切な森林を守ってきた白糠の西山家があります。今でも「やまもり」、「やまもれ」と呼ばれ先祖の大切な仕事が屋号となっています。彼ら山守たちが森林を維持管理してきたことにより南部藩の財政は下北の木材によって大きく支えられてきたのです。しかし、現在はご承知のとおり輸入材に押され、国産木材の市場価値が下がり山林は採算が取れないため放置され、毎年固定資産税だけがかかる負の資産となっています。この森林資源を再活用するためにも、私は林道整備が必要だと考えています。それにより森林資源の適切な管理が可能となります。間伐により木が十分に育つことで木材の価値も上がり、収入になるため、所有者の森林の維持が保たれていきます。また、林業が産業として成長していくことで様々な雇用につながると思われます。私は木材に付加価値を付けて稼げる経営的な産業にしていかなければならないと考えています。キャンプなどのレジャー産業やキノコ類の果樹類などの食産業、木炭生産など林業に関わる生産物もあります。また、閉校した学校用地などを利用して木材加工工場などの企業を誘致するなど様々な活用をすることで、安定的で持続可能な産業へと変化させていく必要があると考えています。このようなことを踏まえて、森林の維持・発展のために、村が率先して国・県を動かし、様々な事業展開を進めていっていただきたい。これに対して村長の前向きなお考えをお伺いして私の質問を終わります。



＊畑中村長の答弁＊

まず、このような広大な森林を培ってくださった先人には改めて敬意と感謝を申し上げます。

現在、木材の高騰により伐採が進んでいるということをご承知かと思いますが、今は価値がありますので、林道を通して木材を間伐して加工して金銭的に循環されればいいという考えは確かにそうだと思いますが、私が申し上げているのはそうではなく、これから、今、伐採した伐採後の森林をどう守っていくか、そこに重きを置くべきだと思いますので、まずは切って金銭的な価値を見出すことも生業上は必要とは認識しておりますけれども、そうではなく、やはり、この先これから50年、100年、次の世代、またその次の世代へ森林をつなげていくというのが我々の責務と考えております。その辺を大切にしていきたいと考えております。

今、売れている状況というのは皆さんご承知かと思いますが、そうではなく、何度も申し上げますが、これからの次の世代、その次の世代の資源をどう守ってつなげていくか、そこに重きを置いていきたいと考えておりますので、いろいろ意見を伺い、答弁でも申し上げましたとおり、そういう議論は常にしていくことが必要だと思いますので、議会とも森林若しくは農業、水産業含めていろいろな場面で議論を重ねていくことが必要だと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

＊一般質問＊

質 問 者	質問事項	質問の要旨
3番 南谷 宏三 議員	一般行政	1. 県道むつ尻屋崎線の交通事故注意喚起看板の再設置について 2. 村道尻労尻屋線の整備について 3. 尻屋地区の林道の復旧について 4. 東通村の重要な観光資源である寒立馬の有効活用について

【南谷宏三議員の一般質問】

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、むつ尻屋崎線の交通事故注意喚起看板の再設置についてであります。こちらは交通死亡事故多発路線だったと記憶しております。東通村は交通事故ゼロを目指し、各種団体と連携しながら様々な運動を展開し、村民はもとより来訪者に対して交通安全を呼びかけてきたことは私も存じており、継続して実施して頂きたいと思っております。

しかし、残念なことに県道むつ尻屋崎線の村営第2牧場に進入する丁字路から尻屋に向けての直線は追い越しも多く、今年の春先には尻労分かれの付近で交通死亡事故が発生しております。この路線は以前から死亡事故が多く、現場付近に交通事故注意の看板が設置されておりましたが、老朽化に伴い看板が腐食し、飛散する恐れがあったことから撤去されております。

当時は、むつ地区交通安全協会が主体となって看板を設置した経緯があると伺っておりますが、再度むつ警察署や関係機関と現場検証を行い、村民や観光客が痛ましい交通死亡事故に遭わないよう、交通事故の注意喚起看板を設置する必要があると考えておりますが、今後の村の対応策について伺います。

続きまして、第2点目の村道尻労尻屋線の整備についてであります。一般質問通告書にはそのように記載させていただきましたが、調べ直したところ、そのような路線には認定されないことがわかりました。この道路は60年以上前からあった道路で、住民の方が漁港に行く際に通る重要な道路であります。しかし、急な坂道で、しかも、砂利道であるため大雨が降るたびに通れなくなってしまいます。砂利道では大雨のたびに修復が必要となるため、アスファルトにしてほしいという要望もございます。ぜひ一部でも結構でございますので、側溝付きのアスファルトにしてもらえればと考えております。現場を確認いただき迅速な対策を講ずる必要があると思われまますが村の考えを伺います。

続きまして、3点目でございます。尻屋地区の林道の復旧についてであります。現場は旧尻屋小学校、それから、尻屋集落入口から尻屋八幡宮、そして、集落の南端までの林道であります。近年の豪雨により土砂流出や倒木が激しく、車両が通行できない状況であり、間伐作業等に支障をきたしております。このまま放置しておけば林道はさらに崩壊し、災害が発生する危険性もありますので、早期の復旧が必要かと思われまますが、こちらも村の考えを伺います。

4点目は東通村の重要な観光資源である寒立馬の有効利用についてであります。以前、一般質問させていただいた内容と関係します。事故防止の対策により安全が確保され感謝しておりますが、日によって寒立馬は移動しているため、せっかく観光客が来ても寒立馬に会えず帰ってしまう人もたくさんいると聞いております。住民からは今年設置された駐車場が県道沿いにあるため、非常に危険であると指摘されております。交通事故、人身事故が起こる可能性が非常に高いという声も上がっています。これを回避するためにも、灯台ゲートの内側に駐車場を



つくられないものか、そして、そのまた向かいの白い牧柵の中に、常時、寒立馬を数頭放牧できないものか、担当者の考えをお聞きしたいと思います。

また、灯台ゲートで尻屋崎を訪れる車の台数を調査して約1年半になりますが、この調査はいつまで行われるのか。このデータ次第で今後の尻屋崎の観光開発の計画はどうなるのか。私は尻屋崎灯台と寒立馬は東通村にとって貴重な観光資源であり、さらに有効活用していけば来訪者が増加し、経済効果も期待できると考えております。

以上が私からの一般質問であります。村の考え、方針を明確にお答え願いたいと思います。

＊畑中村長の答弁＊

南谷宏三議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の「県道むつ尻屋崎線の交通事故注意喚起看板の再設置について」であります。当該路線で今年5月に痛ましい交通死亡事故が発生しております。車両通行の安全確保と注意喚起、交通安全の啓蒙に看板設置は必要不可欠であると承知しております。「県道むつ尻屋崎線」の道路管理者の青森県と協議し、むつ地区交通安全協会入口支部、東通村交通安全母の会を通じて交通事故注意看板設置を働きかけ、早急に再設置を進めて参りますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。



次に、2点目の「村道尻屋尻労線の整備について」であります。議員ご質問の路線は村道尻屋尻労線と村道尻屋浜通線を連絡する生活関連道となっております。当該路線は大雨による砂利流出がたびたび発生し、その都度、補修しておりますが、地域の住民の皆様には大変ご不便をおかけしているものと承知しております。村といたしましても早急に対策が必要であると認識しており、舗装整備等を念頭に検討しておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、第3点目の「尻屋地区の林道の復旧について」であります。まず、議員ご指摘の「林道寺山線」の概要についてご説明申し上げます。林道寺山線は昭和63年度に上水道尻屋増圧ポンプ場付近を起点とし、尻屋集落西側・山根地区に既存の治山工事用仮設道路と接続するため、幅員4m・延長453mの規格で林業振興はもとより集落を迂回するための路線として開設したところであります。翌平成元年度には既存の仮設道路1,020mを林道に編入し、総延長1,473mを民有林道として一体的に管理したところであり、平成14年度及び15年度にはアスファルト舗装250m、平成25年度にはL型擁壁工及びアスファルト舗装等の改良工事を施工して参りました。

しかしながら、改良事業以外での簡易な路盤補修や路肩等の支障木伐採など、維持管理に要する経費は一般財源で対応せざるを得ないことから、村が管理する林道60路線、総延長73kmの維持管理において、長期間管理が困難な状況が続いておりましたが、令和元年度から新たに創設された森林環境譲与税を活用し、林道橋や重要構造物の長寿命化対策計画の策定・改良・改築計画のための、調査設計及び比較的利用頻度の高い路線を対象とした維持管理事業を実施してきたところであり、本年度においても3路線・延長1万2,500mを対象に、草刈り等の林道維持管理作業委託や小規模の補修工事及び路盤材補充用の碎石購入を既に発注したところであります。議員ご指摘の「尻屋地区の林道の復旧」につきましても地区の要望を踏まえ、次年度以降の事業の対象路線として実施に向け検討を進めていく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に第4点目の「東通村の重要な観光資源である寒立馬の有効活用について」であります。昨年7月、尻屋崎灯台付近で心無い観光客により親馬が暴走し、偶然居合わせた別の観光

客が怪我を負い、後遺症の認定が長期化し、現在も和解に至っておりません。これまで幾度となく事故は発生しておりますが、管理者である村には直接的に過失はないものと認識しております。訪れる観光客には入口ゲート付近で注意のビラを配布し、寒立馬の群れ付近では随時、監視員による注意喚起を行って参りましたが、一向にトラブルがなくなる現状にあります。度重なる事故を回避するため苦渋の選択ではありましたが、昨年の人身事故発生以降は尻屋崎灯台付近の放牧を見合わせている状況であり、現在、寒立馬を見学に訪れる観光客向けに放牧地の一部を駐車スペースとして開放しております。

本州最北東端の尻屋岬にそびえ立つ灯台は120年以上の歴史があり、レンガ造りの灯台としては日本一の高さを誇るとともに、日本最大級の明るさの白亜の灯台であります。観光ポスター、パンフレット、そして様々な媒体を通じて尻屋崎灯台と寒立馬が全国に紹介されており、先月公開の映画のロケ地にも選ばれております。昨年はコロナ禍にあっても、4月から10月までの7か月間、約7万人の観光客が尻屋崎を訪れております。議員ご指摘のとおり、寒立馬は尻屋崎灯台とともに東通村の貴重な観光資源であると承知しております。現在は人命優先、事故防止の観点から緊急避難的に臨時の駐車スペースを設け対応しておりますが、これまでのように寒立馬と人間が自然の中で共生できる環境が望ましいとの考えから、弁護士や青森県、関係者の意見を伺い、尻屋崎灯台の周辺で草を食む寒立馬の姿を見ることが叶うよう、次年度に向けた対応を既に検討していることを申し上げまして、南谷宏三議員のご質問に対する答弁いたします。

＊南谷議員の再質問＊

再質問であります。交通死亡事故多発路線の看板設置についてです。

私が見たところ設置する場所も問題があると思っております。今まで死亡事故が発生した地点はほぼ同じところであり、看板はそれより少し離れたところにあります。私が思いますに、やはり直線から左の緩いカーブに差し掛かる手前で、それを見せなければいけないと思いますので、場所を十分検討して設置することをお願いします。

2点目と3点目は道路の話でありますので村には早急に修復をお願いしたいと思います。

それから4点目ですが、私が一番言いたいのが、今、尻屋漁港に大きなダンプが土砂や瓦礫等を運搬しており、毎日100回ほど駐車場の前を猛スピードで通過しております。そのような状況で駐車場に子どもや若い人たちが車をとめることを心配しておりますので、国定公園の中に早めに駐車場をつくってほしいと思っております。

＊畑中村長の答弁＊

お答え申し上げます。

まず、交通事故注意喚起の看板でございますが、場所等に関しましては皆さんと相談し、議員の立ち会いをいただきながら考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

寒立馬に関しましては尻屋土地保全会様のご協力をいただき駐車場として使っておりますが、なかなかそこにとめずに路上駐車というのは私も見ておりますし、お話も聞いております。注意喚起はこれからも続けていきたいと思っております。

議員ご指摘のとおりゲートを越えた中に駐車場設置ということも十分考えられますので、先ほど申し上げたとおり、寒立馬は灯台付近にいて草を食む姿が様々なポスター等で紹介されており、その光景が望ましいと思いますので、できる限りそのような対応ができるように努めて参ります。



可能であれば国定公園の中に駐車場を設置し、できる限り観光客の方が寒立馬を見ることができるよう環境の整備も必要と思っておりますので、これからもそういった格好で進めて参ります。

全 員 協 議 会

◆全員協議会（R4.9.2）◆

9月2日、全員協議会を開催し、東京電力ホールディングス株式会社がひとみの里に建設予定のオフィス棟及び住居・交流施設について、同社から設計検討状況の説明を受けました。

説明に対して議員からは施設に対する質疑や要望がなされました。

本件は、3月にも全員協議会を開催し、同社から説明を受けておりますが、今後も進捗状況に応じて説明を求める方針です。



◆全員協議会（R4.9.27）◆

9月27日、全員協議会を開催し、村から下北交通株式会社の東通村内運行定期バス路線廃止についての説明を受けました。本件は、少子高齢化・マイカーの普及などによりバス利用者の慢性的な減少や、大型二種免許取得者が全国的に減少している等の背景から、同社が村内を運行する4つの路線の廃止を決定したものです。

村からの説明に対して議員からは、廃止に関する事実確認や代替策についての質疑がなされました。



女川町議会原発対策特別委員会との意見交換会（R4.9.29）

9月29日、宮城県女川町議会の原発対策特別委員会が当村に来訪し、当村議会は丹内議長と東通原発特別委員会の奥島委員長が意見交換会に参加しました。意見交換会では、両町村の財政や施策などについて様々な質疑が行われ、活発な意見交換会となりました。



県下町村議会議員研修会（R 4. 7. 1 3）

7月13日、県下町村議会議員研修会が開催され、当村議会議員が参加しました。

研修会には政治ジャーナリストの田崎史郎氏が登壇し、「今後の政局・政治展望」と題して、参院選の総括や国会議員の人柄に触れながら、今後の政局についてご講演されました。最後は、政治は川の流れのようなものであるため、今日の話が当たっていなくても、当時は正しかったと思ってほしいと、冗談交じりに締め括りました。



東通原子力発電所視察研修（R 4. 7. 2 8）

7月28日、東通原子力発電所視察研修を行い、東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社から現状のご説明や今後の展望等を伺いました。



国道279号早期整備促進決起大会（R 4. 8. 9）

8月9日、国道279号早期整備促進決起大会が開催され、当村議会議員が出席しました。

国道279号では、平成24年2月の豪雪により、むつ市～横浜町間において多くの車両が立ち往生となり、また、昨年8月9日に発生した「むつ市・風間浦村豪雨災害」では、大畑町小赤川橋が被災するなどの甚大な被害が発生しました。

決起大会には国土交通大臣政務官の木村次郎氏、青森県副知事の青山祐治氏のほか、各地から参加者が駆け付け、国道279号の早期整備促進を訴えました。

